

別途送付する資料については、指定管理者の公募作業のみで使用してください。他に使用しないでください。

| 番号 | 資料名  | ページ | 項目名                       | 質問  | 回答   |
|----|------|-----|---------------------------|---|--|
| 1  | 応募要領 | P 3 | 3 (2) 自主事業、目的外使用許可等の現在の状況 | 自動販売機は追加しても良いですか。   | 問題ありません。   |
| 2  | 応募要領 | P 3 | 3 (2) 自主事業、目的外使用許可等の現在の状況 | 自主事業・目的外使用許可等の使用料金は指定管理者が支払うのでしょうか。   | 指定管理者が行う自主事業、目的外使用許可は指定管理者が支払います。指定管理者以外の者が目的外使用許可を受けて使用する場合は、指定管理者が支払う必要はありません。   |
| 3  | 応募要領 | P 3 | 3 (2) 自主事業、目的外使用許可等の現在の状況 | 自動販売機及びミュージアムショップに係る使用料の実績については、指定管理者が神戸市にお支払いした金額という認識で良いですか。  | 貴見解の通りです。  |
| 4  | 応募要領 | P 3 | 3 (2) 自主事業、目的外使用許可等の現在の状況 | 自動販売機及びミュージアムショップに係る使用料は固定でしょうか。変動でしょうか。変動の場合は、令和3年度以降の金額について、毎年の金額をご教示ください。  | 使用料は、科学館の土地建物の評価額を基に算出していますので、評価額が変動した場合、変わりますが、令和3年以降評価額が変わっていませんので、使用料も変動していません。   |
| 5  | 応募要領 | P 3 | 3 (2) 自主事業、目的外使用許可等の現在の状況 | 指定管理者切り替えの際、現状の利便施設は完全になくなり、新規で自動販売機の設置やショップの整備等が必要ですか。   | 自主事業で実施しているため、引継ぎについては、現指定管理者と協議することになります。   |
| 6  | 応募要領 | P 3 | 3 (2) 自主事業、目的外使用許可等の現在の状況 | 自主事業に関する光熱水費は別途実費必要とありますが、現在の自動販売機、ミュージアムショップは光熱水費を計算する子メーターはありますか。こちらも、指定管理者の切り替えに伴い、新規での取り付けが必要ですか。                           | 子メーターは設置されています。現状の引継ぎであれば、取り付けは不要ですが、有効期限が時期指定管理期間中内のものがありますので、取り換えは必要と考えられます。   |
| 7  | 応募要領 | P 3 | 4 指定期間                    | 「また、予算措置を前提として、今後数年かけて順次リニューアル関連の工事を実施する予定です。そのほかにも、指定管理期間中に展示室の更新を検討しており、展示更新のために部屋を閉室することがあります。」とありますが、こちらの予定スケジュールを開示してください。 | リニューアル事業者を公募している段階ですので、令和6年度以降3~4か月程度の予定としか開示できません（令和7年度以降は未定）。また、リニューアルが継続される場合、規模や内容によって閉室する可能性はありますが、時期、規模が現段階では確定していません。 |
| 8  | 応募要領 | P 3 | 4 指定期間                    | 一部を閉室した場合の入館料についての考え方があればご教示ください。   | 展示室の入館料を減額の予定です。直近では、大人600円→400円、子供300円→200円の実績があります。  |
| 9  | 応募要領 | P 5 | 5 (3) 維持管理業務<br>その他②      | ボランティアは何人いますか。ボランティアの具体的な業務内容をご教示ください。  | 現在90名程度です。業務内容については、現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。  |
| 10 | 応募要領 | P 5 | 5 (3) 維持管理業務<br>その他④      | 寄付の相手先はどのような相手先なのでしょうか。寄贈・寄付の違いはどのような内容なのでしょうか。   | 科学館から寄付をした事例はございません。   |

|    |      |     |                                    |  |   |
|----|------|-----|------------------------------------|--|---|
| 11 | 応募要領 | P 6 | 8 (1) ①市の負担上限額                     | ESCO事業について、光熱水費の減額については受託後協議とし、今回の提案には減額を反映しなくてもよいでしょうか。   | 貴見解の通りです。   |
| 12 | 応募要領 | P 6 | 8 (1) ①市の負担上限額                     | 科学館におけるESCO事業のプラン及び今後の見通しは現時点ではどのようなになっていますか。  | 現在の予定では、令和6年度ESCO事業者の決定、令和7年度工事、令和8年度より事業開始の予定です。                 |
| 13 | 応募要領 | P 6 | 8 (1) ②プラネタリウム入館料収入の実績に応じた指定管理料の加算 | 「上回った金額に対して50%を上限として、指定管理料を加算します。」と記載がありますが、50%未満となるのはどのような場合ですか（③展示室の入館料収入の実績に応じた指定管理料の加算についても同様）。                          | 現状では、50%を想定していますが、神戸市が想定している金額を想像以上に上回った場合は別途相談させていただく可能性があります。   |
| 14 | 応募要領 | P 6 | 8 (1) ②プラネタリウム入館料収入の実績に応じた指定管理料の加算 | プラネタリウムでの指定管理料の上乗せ実績はありますか。  | 令和4年度にインセンティブの支払いの実績があります。  |
| 15 | 応募要領 | P 7 | 8 (1) ③展示室の入館料収入の実績に応じた指定管理料の加算    | 展示室の入館料基準額の根拠をご教示ください（入館料のアップを見込んでいますか）。   | 過去のリニューアル後の入館料収入の実績、他都市の事例をもとに算出しています。リニューアルに伴い、入館料収入の増加を見込んでいます。 |
| 16 | 応募要領 | P 7 | 8 (1) ③展示室の入館料収入の実績に応じた指定管理料の加算    | 「令和6年度から令和10年度までの指定管理期間の展示室の入館料収入の想定額をもとに算出した展示室の入館料基準額」を設定されていますが、算出根拠はありますか。   | 算出根拠はあります。問15をご参照ください。  |
| 17 | 応募要領 | P 7 | 8 (1) ④教育普及事業に応じた指定管理料の加算          | 各年毎の出張授業を行った学校数と学校先について、ご教示ください。   | 現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。                           |
| 18 | 応募要領 | P 7 | 8 (2) 修繕費等                         | 修繕費等の（ア）～（ウ）内で流用できますか。   | 原則として流用は認めていませんが、特別な事由がある場合は、本市と協議の上、認める場合があります。                  |
| 19 | 応募要領 | P 7 | 8 (2) 修繕費等                         | 各年毎の実績額を（ア）～（オ）の項目毎にご教示ください。   | 現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。                           |
| 20 | 応募要領 | P 7 | 8 (2) 修繕費等                         | プラネタリウムに関する長期保全計画のようなものがあればお示しください。  | 別紙1 プラネタリウム長期保全計画を別途送付します。  |
| 21 | 応募要領 | P 7 | 8 (2) 修繕費等                         | 「（オ）教育普及事業企画運営費5,500千円」を予定額として計上すると記載がありますが、その内容は「指定管理者が行う業務の管理基準」内に記載のある天体観測室の運営や小中学校へのお出張授業等提案に含めないようにと記載のある内容という認識で良いですか。 | 貴見解の通りです。   |
| 22 | 応募要領 | P 9 | 8 (6) 損害賠償保険への加入                   | 損害賠償保険の現在の内容をご教示ください。  | 現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。                           |

|    |      |     |                   |  |  |
|----|------|-----|-------------------|--|--|
| 23 | 応募要領 | P9  | 8(8) ネーミングライツの導入  | ネーミングライツの契約期間はいつまでですか。   | 令和5年4月1日～令和9年3月です。   |
| 24 | 応募要領 | P9  | 9(1) 共同事業体での応募    | 共同事業体と再委託の扱いの違いを具体的にご教示ください。   | 共同事業体は民法上の法人格を有しない「組合」に該当し、協定書の付属資料で提出いただいた職務分担表に基づいて業務を遂行していただくこととなります。また、仮に構成員が業務不履行の場合は連帯して債務を負う必要があります。一方、再委託の場合は委託できないなど一定の制約のもと、協定書に記載されている手続き(再委託の)をされるもので再委託先が業務不履行の場合は受託者である指定管理者が業務上の責任を負う必要があります。 |
| 25 | 応募要領 | P12 | 10(2)⑤(イ) 提出方法・部数 | 「事業計画書(様式5～18)には企業名が分かるような表示は一切行わないでください」とありますが、事業計画書の中に記載する企画としての協力企業や提携先の企業名は入れても良いですか。  | 選定評価委員による審査に影響する恐れがあるため、応募団体企業等の名称のほかにも、当該応募団体との関係性が客観的に推測されるものについては、記載しないでください。   |
| 26 | 応募要領 | P12 | 10(2)⑤(イ) 提出方法・部数 | 「応募書類は、A4サイズ縦長、横書きで作成し、書類及びデータ(PDF形式)をE-mailにより提出してください。」と記載がありますが、書類とは何を指していますか。提出はPDF形式データのみという解釈で良いですか。事業計画書以外の書類について原本等紙の提出は不要ですか。 | 提出はPDF形式データのみでお願いします。事業計画書(様式5～18)については紙で8部、書留郵送または持参により提出、それ以外はPDF形式データでご提出ください。  |
| 27 | 応募要領 | P14 | 11(2) 審査方法        | 選定評価委員会によるヒアリング等を行うことがあるとのことですが、当日の参加可能人数をご教示ください。   | 5名以内でお願いします。   |
| 28 | 応募要領 | P18 | 12(5) 履行保証等①      | 指定管理料の100分の3に相当する額の補償金とは初年度の指定管理料なのでしょうか。または5年間の指定管理料なのでしょうか。  | 5年間の指定管理料の100分の3に相当する額を協定書締結時にお支払いいただきます。  |
| 29 | 応募要領 | P18 | 12(5) 履行保証等①      | 過去に履行保証保険契約を締結された場合があれば、保険会社・保障内容・保険料等をご教示ください。  | 履行保証保険契約を締結したことはありますが、現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。  |
| 30 | 応募要領 | P19 | 14(1)②事業報告書       | 過去の事業報告書について、年毎に報告書を開示ください。  | 現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。  |

|    |       |       |                                     |   |  |
|----|-------|-------|-------------------------------------|---|--|
| 31 | 応募要領  | P19   | 14(1)③事故報告書                         | 事故報告書のフォーマット及び過去の事故等の発生状況(いつ・どこで・どのようなことが起き・どう解決したか)について、各年毎にご教示ください。                                     | 神戸市指定の事故報告書のフォーマットはありません。相手方の基礎情報、事故の発生状況、対応内容、結果等を記載していただくことになります。過去の事故等の発生状況は別紙2を別途送付します。              |
| 32 | 応募要領  | P19   | 14(1)⑤自己評価の実施                       | (ア)原則として、年2回以上、利用者から積極的に運営管理に関する要望・意見を把握すると記載がありますが、実施時期や実施方法は、指定管理者の裁量で良いですか。                            | 実施時期や実施方法については、事前に神戸市と協議の上、実施してください。令和4年度指定管理者評価委員会より、利用者数の1%以上から要望・意見を集めるように求められています。                   |
| 33 | 応募要領  | P21   | 16(5)再委託等の制限                        | 入館料等の徴収業務は共同事業体の構成団体であればよいのでしょうか。当該業務の一部に限り再委託が可能とあるが、どの範囲かご教示ください。                                       | 貴見解の通りです。  |
| 34 | 応募要領  | P22   | 16(7)備品の取扱い                         | 神戸市が指定管理者に貸与している備品について、リストを開示ください。また、現指定管理者がリース契約している備品についても開示ください。                                       | 神戸市の備品リストについて閲覧を希望される場合は、8月7日以降(土日・祝日除く、9時から17時まで)の閲覧希望日を電話にてご連絡ください。現指定管理者がリース契約している備品は、複写機、パソコン、AEDです。 |
| 35 | 応募要領  | P24   | 17(3)必要物資の保管                        | 防災備蓄倉庫エリアの日常管理が業務範囲となり、倉庫内の防災備蓄品等の物品の管理は対象外ということですか。例えば、防災備蓄品の賞味期限切れの物資の入れ替え(購入・廃棄等)は神戸市の管理範囲ということが良いですか。 | 倉庫内の防災備蓄品等の物品の日常管理は指定管理者の業務範囲です。防災備蓄品の賞味期限切れの物資の入れ替え(購入・廃棄等)は神戸市の管理範囲です。                                 |
| 36 | 提案様式集 | 様式1-4 | 【パターン1】出資の割合を定められない場合 共同事業体協定書 第17条 | 民法改正により「かし担保責任」⇒「契約不適合責任」と文言変更の上、協定書の締結を行っても良いですか。  | 別途送付する別紙3に差し替え、協定書の締結を行ってください。   |
| 37 | 提案様式集 | 様式1-6 | 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書             | 捺印等は不要ですか。  | 不要です。  |
| 38 | 提案様式集 | 様式1-7 | 誓約書                                 | 様式1-7の後に添付されている【別紙】に準じて役員等名簿を作成するという認識で良いですか。   | 貴見解の通りです。  |
| 39 | 提案様式集 | 様式6   | 青少年科学館の管理運営体制と組織に関する計画(1)           | ①「館長及び副館長を各1名専属配置し」と記載がありますが、専属として配置されていれば、常勤非常勤は問わないということが良いですか。   | 貴見解の通りです。ただし、開館時はどちらかが勤務し、不在時は代理責任者を配置することとしてください。   |
| 40 | 提案様式集 | 様式6   | 青少年科学館の管理運営体制と組織に関する計画(1)           | ①専属というのは、同種の施設での館長又は副館長を兼任していないことという理解で良いですか。   | 貴見解の通りです。  |

|    |       |             |                             |  |   |
|----|-------|-------------|-----------------------------|--|---|
| 41 | 提案様式集 | 様式8         | サービス向上の実現方策（3）              | 常設展示物の更新についての提案に関して、ここで記載されている展示物の更新は、応募要領P3「4. 指定期間」内に記載の展示物の更新と同じ内容であり、展示更新に係る費用は、本指定管理の提案における収支予算書（提案価格）には含めない、という理解で良いですか。 | 貴見解の通りです。   |
| 42 | 提案様式集 | 様式11        | プラネタリウム運営業務に関する提案           | 様式に記載のある令和6年の残りの一般番組1本については、期間を限っての上映権貸借による提案も可能ですか。   | 可能です。   |
| 43 | 提案様式集 | 様式11        | プラネタリウム運営業務に関する提案           | 番組制作についてですが、一般番組の2本のうち1本は期間を限っての上映権貸借での提案も可能ですか。   | 可能です。   |
| 44 | 提案様式集 | 様式12        | 特別展・企画展の企画運営に関する提案          | 特別展・企画展の区分（違い）についてご教示ください。   | 特に厳密な定義はなく特別展は神戸市の学校夏季休業日に合わせて約40日ほど実施しているものです。企画展は、春、冬などの学校休業日やゴールデンウィークに実施していますが、「鉄道模型で遊ぼう」のように2月に2～3日開催している企画展もあります。 |
| 45 | 提案様式集 | 様式14        | 自主事業（利便施設の管理運営業務）に関する提案     | 自動販売機及びミュージアムショップに関する過去の年毎及び月毎の売上金額及び直近の月の月初における商品一覧リストなどをご教示ください。   | 現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。   |
| 46 | 提案様式集 | 様式16        | 広報に関する提案                    | 神戸市が保有している広報メディア（例「広報紙KOB E等」）への提出・掲載は基本的には費用負担がない形で実施可能という理解で良いですか。   | 貴見解の通りです。   |
| 47 | 提案様式集 | 様式17        | 収支予算書 - 青少年科学館管理運営業務        | 支出項目に関しては、記載されている項目以外の支出費目の追加は、指定管理料の上限以内の場合、計上しても問題ない、という理解で良いですか。  | 追加される項目や内容によっては、選定評価委員会の審査の際に他の提案者と内容の比較が困難になることが想定されますので、提案書へは記載されている項目のみでお願いします。                                      |
| 48 | 仕様書1  | P1          | I 章 総則<br>6. 消耗品等           | 消耗品等は指定管理者が負担することになっていますが、過去の実績資料を開示ください。  | 現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。   |
| 49 | 仕様書1  | P2          | II 章 保全業務<br>1. 施設管理業務全体計画書 | 年間工程表は業務開始前までに提出するとありますが、提出のタイミングはいつですか。   | 遅くとも令和6年1月には提出してください。   |
| 50 | 仕様書   | P24、<br>P27 | 自動ドア設備点検                    | 法令点検及び定期点検業務一覧表で点検回数が4回/年となっていますが、P24の別紙では2回/年となっています。どちらが正しいですか。  | 2回/年です。   |
| 51 | 仕様書2  | P28         | 2 業務日                       | 警備について年末年始は無人で良いですか。機械警備だけで良いですか。  | 機械警備のみです。   |
| 52 | 仕様書2  | P29         | 6 業務内容<br>(2) 立哨業務ウ         | プラネタリウムから展示室への入館券の確認を警備が実施するのですか。他のスタッフでも良いですか。  | 現在、警備が実施していますが、他のスタッフが実施しても問題ありません。   |
| 53 | 仕様書2  | P31～34      | 警備業務                        | 警備員の勤務配置表（スケジュール）は状況に合わせて臨機応変に修正対応することは可能ですか。  | 可能です。   |

|    |       |     |   |   |   |
|----|-------|-----|---|---|---|
| 54 | 仕様書 3 | P35 | 清掃業務仕様書 7                               | 名前（名札の着用）は個人情報保護対象に当てはまらないですか。  | 当てはまないと判断しています。   |
| 55 | 仕様書 5 | P43 | 植栽管理業務<br>2（1）正面玄関前広場花壇                 | 対象となる花壇箇所をご教示ください。プラネタリウム前及び歩道沿いの花壇という認識で良いですか。                             | 貴見解の通りです。   |
| 56 | 仕様書 8 | P46 | 窓口発券・団体予約受付等業務仕様書<br>1 業務日・業務時間         | 現在、実際の電話対応の時間は、仕様書8の通りに実施していますか。金土日・祝・春・夏休みは20時まで電話対応する必要がありますか。            | 仕様書 8 の通りに実施しています。金土日・祝・春・夏休みについても20時まで電話対応する必要があります。   |
| 57 | 仕様書 8 | P46 | 窓口発券・団体予約受付等業務仕様書<br>3（1）窓口券売業務         | 仕様書 8 に「また保険に加入すること」とあり現金保管や運搬時のリスクに対してだと思われませんが、現在の保険内容（保険金額等）をご教示ください。    | 現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。   |
| 58 | 仕様書 8 | P46 | 窓口発券・団体予約受付等業務仕様書<br>3 業務内容             | キャッシュレス対応している決裁種類・決済手段についてご教示ください。また、現在実施されている割引の種類についてもご教示ください。            | キャッシュレス対応に関しては、JACCSと神戸市が一括して契約しています。契約の関係上詳細の公表ができません。JACCSのホームページ上から取扱ブランド等についてはご確認ください。実施している割引の種類については、別紙 4 を別途送付します。 |
| 59 | 仕様書 8 | P46 | 窓口券売・団体予約受付等業務仕様書 3（1）窓口券売業務            | 券売機の準備について、現在、科学館で使用している券売機の種類及びシステム構成（ソフト・ハード）、年間の保守費用、消耗品の費用について、ご教示ください。 | 現指定管理者は券売機としてプリンターとパソコンを連動したシステムを利用しています。システム構成、年間の保守費用、消耗品の費用については、現指定管理者の公正な競争上の利益が損なわれると認められるため、開示できません。               |
| 60 | 仕様書 8 | P46 | 窓口券売・団体予約受付等業務仕様書 3（1）窓口券売業務            | 券売機については、神戸市の備品という理解で良いですか。または、指定管理者の備品のため、指定管理者切り替えに伴い、引き上げる対象物となりますか。     | 問59にある通り、プリンターとパソコンについては神戸市の備品です。   |
| 61 | 仕様書 8 | P47 | 窓口券売・団体予約受付等業務仕様書 3（2）③当日対応業務           | 取扱を行う旅行代理店は現在5社のみで良いですか。増やしても良いですか。   | 良いです。   |
| 62 | 仕様書 8 | P47 | 窓口券売・団体予約受付等業務仕様書 3（2）③当日対応業務           | （イ）旅行クーポン券に関する旅行代理店との契約は、神戸市で実施するという理解で良いですか。                               | 指定管理者が実施してます。   |
| 63 | 仕様書 9 | P48 | 展示解説・案内業務仕様書<br>2（2）展示室内の展示物の解説・案内・管理補助 | 体験型稼働展示物の稼働時間（タイムスケジュール等）の再検討はしても良いですか。                                     | 施設運営の方針に則し、科学館の魅力向上につながるのであれば、再検討していただいて構いません。  |

|    |       |      |  |  |  |
|----|-------|------|--|--|--|
| 64 | 仕様書 9 | P48  | 展示解説・案内業務仕様書 2<br>(2) 展示室内での展示物の解説・案内・管理補助 | 展示物に関する「解説ノート」について開示ください。  | 「解説ノート」は、青少年科学館が完成した際に作成していますが、印刷物でしか存在しません。閲覧を希望される場合は、8月7日以降（土日・祝日除く、9時から17時まで）の閲覧希望日を電話にてご連絡ください。 |
| 65 | 仕様書10 | P52  | 常設展示物保守管理仕様書 I 章 8<br>展示物台帳の整備             | 開館以来、各展示物に関する日常保守、定期点検、修繕履歴のデータをご教示ください。   | 過去3年間のデータを記載した別紙5を別途送付します。   |
| 66 | 仕様書10 | P52  | 常設展示物保守管理仕様書 I 章 8<br>展示物台帳の整備             | 令和6年度以降において、修繕が必要と予測される展示物については、対象の展示物と修繕予定内容・予定費用について、ご教示ください。  | 仕様書P55以降の展示物仕様書をご覧ください。定期的なリプレースが必要なものについては、別紙6を別途送付します。   |
| 67 | 仕様書10 | P52  | 常設展示物保守管理仕様書<br>II 章 1 (2) 法定資格者選任一覧表      | 法定資格者選任一覧表を提出するタイミングは業務開始までにとありますが、具体的にいつでしょうか。  | 遅くとも令和6年1月には提出してください。  |
| 68 | 仕様書10 | P145 |  | 仕様書P145～148、P152、P156については、画像や文字が飛んでいるようにお見受けします。改めて、ご提供ください。  | P145～147の月面ジャンプですが、展示物として既ではありません。P148～P152までの部分は再度送付させていただきます。なお、P154、P156は欠番となります。                 |
| 69 | 仕様書13 | P196 | ホームページ更新業務仕様書                              | HP関連は神戸市の所有物ですか。指定管理者が所有する備品ですか。市の所有物の場合、事前に、システム構成（ソフト・ハード）について、ご教示ください。  | HP関連は指定管理者の所有です。前指定管理者からHP委託業者の紹介については可能ですが、基本的には、ドメインの引継ぎのみになります。                                   |
| 70 | 仕様書14 | P229 | インターネット設備保守業務仕様書                           | 保守対象クライアントのPCの機種等スペックをご教示ください  | 別紙7を別途送付します。なお、プラネタリウムにて使用しているPCは、契約上、開示できません。   |
| 71 | 仕様書14 | P229 | インターネット設備保守業務仕様書                           | 神戸市所有の備品リストを開示ください。  | 神戸市の備品リストについて閲覧を希望される場合は、8月7日以降（土日・祝日除く、9時から17時まで）の閲覧希望日を電話にてご連絡ください。                                |
| 72 | 仕様書14 | P229 | インターネット設備保守業務仕様書                           | 保守対象クライアントに関して、機器名称・機種・調達年月・製造元の保守サポート期限について、ご教示ください。また、ネットワーク保守対象の所有者は、全て神戸市という理解で良いですか。ネットワークや機器等に関しては、指定管理者切り替えに伴い、全て撤去し、新しく敷設等行うことはないですか。メールサーバーやHP用サーバーについては、外部のサーバー（レンタルサーバー等）という認識で良いですか。 | 保守対象クライアントに関しては、問70をご覧ください。ネットワークや機器等の継続に関しては、貴見解の通りです。ホームページに関しては問69をご覧ください。メールサーバーも同様とお考え下さい。      |

|    |       |      |   |  |  |
|----|-------|------|---|--|--|
| 73 | 参考資料1 | P1～2 | 入館料・使用許可料金一覧<br>(2) 使用料                       | 参考資料1(2)の使用料とはどこ<br>の何の使用料ですか。プラネタリウ<br>ム使用料の徴収は現に実施されてい<br>るますか。  | 青少年科学館条例の記載の通り、ド<br>ームシアターを貸館として借りる場合<br>の使用料を指し、現に徴収を実施して<br>います。   |
| 74 | 参考資料1 | P1～2 | 入館料・使用許可料金一覧<br>(1) 入館料<br>(2) 使用料<br>(3) 使用料 | 常設展示、プラネタリウムに関する個<br>人利用及び団体利用、また割引制度、<br>条例第11条関係の使用料について、過<br>去の各年毎の数値(入館者数・件数・<br>金額)を個人利用・団体利用の大人小<br>人などの区分ごとにも分けてご教示く<br>ださい。                        | 入館料に関しては問76をご覧ください。<br>割引については問58をご覧ください。<br>青少年科学館条例第11条関係<br>の使用料については、別紙8を別途<br>送付します。  |
| 75 | 参考資料2 | P35  | 魅力向上に関する構想<br>【3】魅力向上検討の必要性和本<br>構想の位置づけ      | 「中長期的なビジョンに基づいた計<br>画的な運営や展示更新」とありますが、<br>「中長期ビジョン」はありますか。<br>それはどのようなものですか。   | 中長期ビジョンとしては、参考資料2<br>魅力向上に関する構想、参考資料3<br>魅力向上に関する構想振り返りの内容<br>を基と考えています。より具体的には、<br>現在有識者会議にて策定した、更新計<br>画第1期が直近の展示更新と連動して<br>います。今年度以降のリニューアルと<br>関連している部分が多いので、新たに<br>指定管理者となる団体と協議しながら<br>長期のビジョンは構築していくことと<br>なります。更新計画第1期について<br>は、展示更新リニューアルと密接に関<br>連しているため、8月8日以降に送付<br>します。 |
| 76 | 参考資料5 | P1   | 入館者数、入館料収入                                    | 無料・無料以外(大人・小人等)属<br>性別の売り上げをご教示ください。   | 直近5年分は、別紙9を別途送付しま<br>す。  |
| 77 | 参考資料6 | P3   | 神戸市立青少年科学館条例<br>第10条第2項                       | 仕様書に記載の特別展・企画展年間3<br>回を上回り、有料の特別展を開催した<br>際、通常入館料分を含まない特別展入<br>館料分を自主事業として指定管理者の<br>収入とすることは可能ですか。あるい<br>は、納付対象となりますか。                                     | 特別展開催は、自主事業扱いになり<br>ません。本来は、指定管理料の範囲<br>内で実施していただきます。ただし<br>収支予算において、別途入場料が必<br>要な場合は、2,000円の範囲内で所管<br>課と協議の上、決定します。また、<br>入館料収入については、原則神戸市<br>の収入になりますが、特別展・企画<br>展の規模等により別途協議いたしま<br>す。  |
| 78 | 参考資料6 | P3   | 神戸市立青少年科学館条例<br>第10条第3項                       | 著作権の発生等、計画時の開催経費を上<br>回るものの、効果的な企画が実施でき<br>る場合に、開催経費を補う財源(指定<br>管理者の収入)として特別展入館料を<br>上限の範囲内で指定管理者が設定し、<br>納付対象の入館料とは別途収入として<br>本体事業に計上することは可能ですか<br>(有料展)。 | 問77をご参照ください。   |
| 79 | 参考資料7 | P3   | 神戸市立青少年科学館条例施行規<br>則第10条                      | 令和5年度における特別利用券(優待<br>券・招待券)の配布時期、有効期限、<br>配布枚数について、ご教示ください。<br>また、令和5年度の使用枚数につい<br>て、月毎の状況について、ご教示くだ<br>さい。  | 招待券は、協賛依頼があった際に、<br>神戸市の承認を受けて、各団体10<br>枚を目途に協賛しています。有効期<br>限は年度末としています。   |